

## 千曲市庁舎広告付き自治体情報案内図広告掲載基準

### (目的)

第1条 この基準は、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成18年千曲市告示第72号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、庁舎内に設置する広告付き自治体情報案内図への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (案内図の設置場所及び範囲)

第2条 広告を掲載する案内図の設置箇所及び設置範囲は、次のとおりとする。

設置箇所	設置範囲は以下の範囲内 (mm)
1階貫通通路	5,000 (幅) × 1,000 (奥行) × 3,700 (高さ)

### (広告の掲載期間)

第3条 広告掲載期間は、1年間とする。

2 前項の広告掲載期間は、自動更新により延長することができるものとする。

### (広告の募集)

第4条 市は、広告代理店と協定書を締結し、広告代理店が広告主を募集するものとする。

### (広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し協定書により定めるものとする。

### (広告付き自治体情報案内図の保守等)

第6条 広告付き自治体情報案内図の設置及び保守は、広告代理店が行うものとする。

2 前項に定める設置及び保守に関する経費は、すべて広告代理店が負担するものとする。

### (広告代理店の責務)

第7条 広告代理店は、広告の掲載にあたって次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 掲載場所は、常に善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 他の広告代理店に使用（又貸し）させないこと。
- (3) 広告掲載以外の目的に使用しないこと。
- (4) 掲載期間の満了又は取り消しによって掲載を終了した場合には、速やかに広告物を削除すること。

(広告掲載の審査)

第8条 申し込みがあった広告主及び広告内容を要綱第6条の規定による広告掲載審査委員会で審査し、広告掲載の可否を決定する。

(広告の原稿案)

第9条 広告の原稿案は、電子媒体により提出するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成30年3月6日から施行する。